

(電子メール施行)

17
義 号 外
平成23年 8月12日

各市町村教育委員会担当課長 殿

宮城県教育庁義務教育課長
(公印省略)

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における
受入れ状況について(照会)

本県教育行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、このことについて、別添のとおり文部科学省から依頼がありましたので、貴管内における受
入れ状況についてとりまとめの上、下記により御回答願います。

記

1 調査事項

3月11日以降、東日本大震災に被災し、被害が甚大な3県(岩手県、宮城県、福島県)等被災
地から避難してきた幼児・児童・生徒の、公立の幼稚園・小学校・中学校における受入れ状況(宮
城県内の移動を含む。)

※ 震災の影響によるものと判断された受入れについて御回答ください。

2 調査基準日

平成23年9月1日現在

3 留意点

- (1) 別添「東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(依
頼)」(平成23年8月8日付け文部科学省事務連絡)5留意事項を参照の上、作成願います。
- (2) 被災により受入れ状況の把握ができない市町村については、任意様式でその旨報告願いま
す。

4 提出書類

- (1) 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(1/3)
- (2) 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(2/3)

5 提出期限

平成23年9月5日(月)

6 提出先

所管する教育事務所(地域事務所)

7 提出方法

別添「回答票」を電子媒体(メール添付)により提出

※ 提出先の電子メールアドレスは、教育事務所(地域事務所)から連絡します。

担 当 : 宮城県教育庁義務教育課管理班 岩渕
電 話 : 022-211-3643
FAX : 022-211-3691
Eメール : iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp



事 務 連 絡
平成23年8月8日

宮城県教育委員会
宮 城 県 知 事 殿
宮城教育大学長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
初等中等教育局幼児教育課
高等教育局大学振興課
高等教育局私学部私学行政課

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の
学校における受入れ状況について（依頼）

東日本大震災に被災された方々に心からお見舞い申し上げます。
そうした中、被災した幼児児童生徒の学校における受入れについては、積極的に御対応いただいているところであり、感謝申し上げます。
このたび、被災した幼児児童生徒の就学機会を確保するため、また、今後の国としての支援策の検討に資するため、5月1日現在の状況に引き続き、学校における9月1日現在の受入れ状況について把握することといたしました。
つきましては、御多忙中誠に申し訳ありませんが、下記により御回答くださいますようお願いいたします。

記

1 調査事項

3月11日以降、東日本大震災に被災し、被害が甚大な3県（岩手県、宮城県、福島県）等被災地から避難してきた幼児児童生徒の、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における受入れ状況（宮城県内の移動を含む。）（9月1日現在）
※ 震災の影響によるものと判断された受入れについて御回答ください。

2 提出期限

平成23年9月15日（木）15時まで

3 提出方法 別添の回答票を電子媒体（メール添付）により提出

※ 宮城県教育委員会及び宮城県私学担当部局につきましては、回答票のほか、集約用ファイルを添付しておりますので、必要に応じて御利用ください。

なお、宮城県教育委員会におかれては、市町村の回答票を含めて、集約用ファイルを御提出ください（幼稚園分を除く。）。

宮城県私学担当部局におかれては、県全体の回答票のみ御提出ください。集約用ファイルの提出は不要です。



4 提出先メールアドレス

- (1) 公立学校 初等中等教育企画課 : syokyo@mext. go. jp
- (2) 国立大学附属学校 大学振興課 : kyoin-y@mext. go. jp
- (3) 私立学校 私学行政課 : sigakugy@mext. go. jp

5 留意事項

- (1) 「手続中」「就学予定」の数については計上していただく必要はありません。また、3月11日以降の受入れ数をすべて合算した数ではなく、各調査日現時点の数を御回答ください。
 - ・例1 : 7月20日までの転入学の数が10名であり、8月1日に1名転出し、8月31日に1名転入した場合
→受け入れた人数をすべて合算した「11名」ではなく、9月1日現在での受入れ数「10名」を回答してください。
 - ・例2 : 7月20日までの転入学の数が10名であり、8月31日までにさらに10名が転入し、転出者はいなかった場合
→9月1日現在での受入れ数「20名」を回答してください。
- (2) 被災により校舎が使用不能になり、他の学校の校舎を使用して再開した元の学校に通っている場合は、本調査の対象にはなりません。
 - ・例 : 被災によりA小学校の元の校舎は使用不能になり、被災を免れたB小学校の校舎を間借りして、A小学校として再開した。この場合、震災前後ともA小学校に通っている児童は、本調査の対象にはならない。
- (3) 宮城県教育委員会におかれては、仙台市分も含めて御回答ください。なお、市町村における受入れ状況につきましては、把握可能な市町村のみから回答していただければ結構です。被災により受入れ状況の把握ができない市町村については、回答票の該当欄に当該市町村名を記入してください。
- (4) 宮城県私学担当部局におかれては、各学校の設置者（学校法人、宗教法人、個人等）における受入れ状況につきましては、把握可能な設置者から回答していただければ結構です。被災により受入れ状況の把握ができない設置者については、回答票の該当欄に当該設置者名（個人立の場合は学校名）を記入してください。
- (5) 次回以降の調査予定は、現在のところ未定です。調査を行う際には、別途御連絡します。

【本件連絡先】

- 文部科学省 電話 : 03-5253-4111 (代表)
- ・公立学校 (幼稚園を除く)・株式会社立学校
初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室 吉武、池田 (内線2022)
- ・国立学校 (幼稚園を除く)
高等教育局大学振興課
教員養成企画室 木谷、佐々木 (内線2909)
- ・私立学校 (幼稚園を除く)
高等教育局私学部私学行政課
石田、三木 (内線2532)
- ・国公立幼稚園
初等中等教育局幼児教育課
小畑、伊藤、塚田、藤原 (内線3136)

【提出に当たっての留意事項】

(公立学校用)

- 「回答票 (公立) 1/3 (集約用)」ファイルの「〇〇市」シートにつきましては、市町村用として作成していますので、市町村への照会用に適宜御利用ください。
- 市町村における受入れ状況につきましては、把握可能な市町村のみから回答していただければ結構です。被災により受入れ状況の把握ができない市町村については、「回答票 (公立) 3/3」の該当欄に当該市町村名を記入してください。
- 「回答票 (公立) 1/3 (幼稚園以外の回答票)」につきましては、県立学校分と市町村分をまとめた集約用ファイルを御提出ください。
この場合、個々の県立学校のシートを作成する必要はありません。「県立学校」として1つのシートにまとめていただければ結構です。(以下の図参照)。

13	中学校				0				
14	高等学校				0				
15	中等教育学校	0	0	0	0	0	0	0	0
16	前期課程								
17	後期課程								
18	特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0
19	幼稚部				0				
集約結果 / 集約用 / 県立学校 / 〇〇市 / 〇〇町 / 集約用									

- 幼稚園分につきましては、都道府県で集計された数を「回答票 (公立) 2/3 【幼】」に記入して御提出ください。添付している幼稚園分の集約用ファイルの提出は不要です。必要に応じて御利用ください。
- 回答の集計結果につきましては、「回答票 (公立) 1/3 (幼稚園以外の回答票)」に記入されたメールアドレスあてにお送りいたします。

【本件連絡先】

文部科学省 電話：03-5253-4111 (代表)

初等中等教育局初等中等教育企画課

教育制度改革室 吉武、池田 (内線2022)

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の 学校における受入れ状況について【Q&A】

(平成23年8月8日)

※受入れ状況調査の回答に際しては、本Q&Aも御参照ください。

問1 福島県から避難してきた児童について、当初は〇〇県内のA小学校において受け入れ、その後、同一県内のB小学校に転学した例がある。
この場合、「福島県から受け入れた数」と「都道府県内の学校から受け入れた数」のどちらにカウントすべきか。

答1 「福島県から受け入れた数」にカウントしてください。

本調査は、震災の影響により、どれだけの幼児児童生徒が、当時通っていた学校から、他県等の別の学校で受け入れられたかを把握する調査です。このため、把握可能な範囲で、当時の出身県に基づき回答してください。

なお、都道府県をまたいで移動した場合でも、同様の理由から、「福島県から受け入れた数」にカウントすることとなります。

問2 ①宮城県から避難してきた児童Aを、4月に〇〇県内の小学校において受け入れたが、6月に宮城県の学校に転学していった。
②その後、8月に、同じ児童Aを、再度〇〇県内の小学校において受け入れることとなった(震災の影響によるものであると確認されている。)
この場合、〇〇県における児童Aのカウントの仕方はどのように考えればよいか。

答2 同じ児童であっても、「調査日現在の受入れ数」としてカウントしてください。

①の状況においては、児童Aは、5月1日現在の受入れ状況調査では、「宮城県から受け入れた数 1名」としてカウントされます。

その後、②により同じ児童を受け入れたとしても、9月1日現在の受入れ状況調査では、「宮城県から受け入れた数 1名」としてカウントされます。

(例) 〇〇県の学校において受け入れた児童が、児童Aのみであった場合、5月1日現在の受入れ状況調査でも、9月1日現在の受入れ状況調査でも、回答すべき数は「宮城県から受け入れた数 1名」となります。

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(1/3)

(平成23年9月1日現在)

市町村名	
担当者所属	
担当者職・氏名	
担当者電話番号	
メールアドレス	

1 公立学校において受け入れた児童生徒等数
(震災前の学校と別の学校に通っている者の数)

	①岩手県から受け入れた数				②福島県から受け入れた数				③左記2県以外から受け入れた数(※1)			
	区域外就学 以外の転入学	区域外就学 による転入学 (※3)	事実上の 就学(※4)	小計	区域外就学 以外の転入学	区域外就学 による転入学 (※3)	事実上の 就学(※4)	小計	区域外就学 以外の転入学	区域外就学 による転入学 (※3)	事実上の 就学(※4)	小計
小学校				0				0				0
中学校				0				0				0
高等学校				0				0				0
中等教育学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期課程				0				0				0
後期課程				0				0				0
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼稚部				0				0				0
小学部				0				0				0
中学部				0				0				0
高等部				0				0				0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	④宮城県内の学校から受け入れた数(※2)				①～④の合計			
	区域外就学 以外の転入学	区域外就学 による転入学 (※3)	事実上の 就学(※4)	小計	区域外就学 以外の転入学	区域外就学 による転入学 (※3)	事実上の 就学(※4)	合計
小学校				0	0	0	0	0
中学校				0	0	0	0	0
高等学校				0	0		0	0
中等教育学校	0	0	0	0	0	0	0	0
前期課程				0				0
後期課程				0				0
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0
幼稚部				0				0
小学部				0		0	0	0
中学部				0		0	0	0
高等部				0			0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

- ※1 岩手県及び福島県以外の都道府県からの受入れであり、震災の影響によるものと確認された者(宮城県内の移動は除く。)
- ※2 震災に伴い、宮城県内の他の学校から受入れを行った者(同一市町村内・外を問わない)
- ※3 (小・中学校)学校教育法施行令第9条に基づき、住所地以外の市町村の学校に転入学した者
- ※4 (特別支援学校)学校教育法施行令第17条に基づき、住所地以外の都道府県の学校に転入学した者
- ※5 転入学手続は行っていないが、授業に参加した者

2 特記事項 受入れに際して配慮した事例等、特記事項があれば御記入ください。

- (例)〇〇市では、■■町の住民を集団で受入れており、児童生徒についても、ある程度まとまった人数が同じ学校に通えるように配慮した。
- (例)〇〇町では、親が被災地にとどまり、児童生徒だけが避難するケースの受入れに、山村留学センターを活用している。

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(2/3)

(平成23年9月1日現在)

市町村名	
担当者所属	
担当者職・氏名	
担当者電話番号	
メールアドレス	

1 公立幼稚園において受け入れた幼児数

	①岩手県から受け入れた数			②福島県から受け入れた数			③左記2県以外から受け入れた数(※1)		
	転入園	事実上の就園(※3)	小計	転入園	事実上の就園(※3)	小計	転入園	事実上の就園(※3)	小計
幼稚園			0			0			0

	④宮城県内の幼稚園から受け入れた数(※2)						①~④の合計		
	転入園		事実上の就園(※3)		小計		転入園	事実上の就園(※3)	合計
	市町村間の移動	同一市町村内の移動	市町村間の移動	同一市町村内の移動	市町村間の移動	同一市町村内の移動			
幼稚園					0	0	0	0	0

- ※1 岩手県及び福島県以外の都道府県からの受入れであり、震災の影響によるものと確認された者(宮城県内の移動は除く。)
 ※2 震災に伴い、宮城県内の他の幼稚園から受入れを行った者(市町村間の移動・同一市町村内の移動を分けて記入すること。)
 ※3 転入園手続は行っていないが、通園している者

2 特記事項

受入れに際して配慮した事例等、特記事項があれば御記入ください。

(例)〇〇市では、■■町の住民を集団で受入れており、幼児についても、ある程度まとまった人数が同じ幼稚園に通えるように配慮した。

(電子メール施行)

義 号 外
平成23年 8月12日

仙台市教育委員会担当課長 殿

宮城県教育庁義務教育課長
(公印省略)

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における
受入れ状況について(照会)

本県教育行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、このことについて、別添のとおり文部科学省から依頼がありましたので、貴管内における受
入れ状況についてとりまとめの上、下記により御回答願います。

記

1 調査事項

3月11日以降、東日本大震災に被災し、被害が甚大な3県(岩手県、宮城県、福島県)等被災
地から避難してきた幼児・児童・生徒の、公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学
校(前期課程・後期課程)・特別支援学校における受入れ状況(宮城県内の移動を含む。)

※ 震災の影響によるものと判断された受入れについて御回答ください。

2 調査基準日

平成23年9月1日現在

3 留意点

- (1) 別添「東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(依
頼)」(平成23年8月8日付け文部科学省事務連絡)5留意事項を参照の上、作成願います。
- (2) 被災により受入れ状況の把握ができず回答できない場合は、任意様式でその旨報告願いま
す。

4 提出書類

- (1) 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(1/3)
- (2) 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(2/3)

5 提出期限

平成23年9月5日(月)

6 提出先

- (1) 公立幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校(前期課程)・特別支援学校分
義務教育課管理班
- (2) 公立中等教育学校(後期課程)・高等学校分
高校教育課管理運営班(担当:下山 Eメール: shimoyama-ku787@pref.miyagi.jp)

7 提出方法

別添「回答票」を電子媒体(メール添付)により提出

担 当: 宮城県教育庁義務教育課管理班 岩淵
電 話: 022-211-3643
FAX: 022-211-3691
Eメール: iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp

(電子メール施行)

義 号 外
平成23年 8月12日

石巻市教育委員会担当課長 殿

宮城県教育庁義務教育課長
(公印省略)

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における
受入れ状況について(照会)

本県教育行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、このことについて、別添のとおり文部科学省から依頼がありましたので、貴管内における受
入れ状況についてとりまとめの上、下記により御回答願います。

記

1 調査事項

3月11日以降、東日本大震災に被災し、被害が甚大な3県(岩手県、宮城県、福島県)等被災
地から避難してきた幼児・児童・生徒の、公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校における受入
れ状況(宮城県内の移動を含む。)

※ 震災の影響によるものと判断された受入れについて御回答ください。

2 調査基準日

平成23年9月1日現在

3 留意点

- (1) 別添「東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における 受入れ状況について(依
頼)」(平成23年8月8日付け文部科学省事務連絡)5留意事項を参照の上、作成願います。
- (2) 被災により受入れ状況の把握ができず回答できない場合は、任意様式でその旨報告願いま
す。

4 提出書類

- (1) 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(1/3)
- (2) 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(2/3)

5 提出期限

平成23年9月5日(月)

6 提出先

- (1) 公立幼稚園・小学校・中学校分
所管する教育事務所(地域事務所)
- (2) 公立高等学校分
高校教育課管理運営班(担当:下山 Eメール: shimoyama-ku787@pref.miyagi.jp)

7 提出方法

別添「回答票」を電子媒体(メール添付)により提出

担 当 : 宮城県教育庁義務教育課管理班 岩淵
電 話 : 022-211-3643
FAX : 022-211-3691
Eメール : iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp

(電子メール施行)

義 号 外
平成23年 8月12日

各教育事務所(地域事務所)長 殿

義務教育課長
(公印省略)

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における
受入れ状況について(依頼)

このことについて、別添写しのとおり各市町村教育委員会に照会しましたので、貴管内市町村分の回答書等を取りまとめの上、提出願います。

記

1 提出書類

- (1) 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における 受入れ状況について (1/3)
- (2) 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における 受入れ状況について (2/3)
- (3) 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における 受入れ状況について (3/3)

2 提出期限

平成23年9月7日(水)

3 提出先

義務教育課管理班

4 提出方法

上記1(1)～(3)を電子媒体(メール添付)により提出願います。

5 留意点

- (1) 提出書類(1)(2)は、市町村教育委員会から提出された回答票です。
- (2) 市町村における受入状況については、把握可能な市町村のみからの回答となることから、提出書類(3)は、被災により受入状況の把握ができないことについて回答のあった市町村について、教育事務所(地域事務所)において作成願います。
- (3) 管内市町村分の集計の必要はありませんので、市町村からの回答内容をそのまま提出願います。
- (4) 各市町村教育委員会からの回答先を、教育事務所(地域事務所)としていることから、管内市町村教育委員会に対し、提出先の電子メールアドレスを連絡願います。

担 当：義務教育課管理班 岩淵
電 話：022-211-3643
FAX：022-211-3691
Eメール：iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp

17-2

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(3/3)

教育(地域)事務所名	
------------	--

○ 受入れ状況が把握できなかった市町村

(1) 管内の全市町村数

(2) (1)のうち、受入れ状況の把握ができなかった市町村名

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	

41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	

(電子メール施行)

義 号 外
平成23年 8月12日

高校教育課長 殿

義務教育課長
(公印省略)

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における
受入れ状況について(照会)

本県教育行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり文部科学省から依頼がありましたので、県立中学校及び高等学校(市立高等学校及び中等教育学校(後期課程)を含む。)における受入れ状況についてとりまとめの上、下記により回答願います。

なお、市立中等教育学校及び高等学校の設置者には、別添のとおり照会しておりますので承知願います。

記

1 調査事項

3月11日以降、東日本大震災に被災し、被害が甚大な3県(岩手県、宮城県、福島県)等被災地から避難してきた生徒の、公立の中学校・高等学校・中等教育学校(後期課程)における受入れ状況(宮城県内の移動を含む。)

※ 震災の影響によるものと判断された受入れについて回答ください。

2 調査基準日

平成23年9月1日現在

3 留意点

別添「東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(依頼)」(平成23年8月8日付け文部科学省事務連絡)5留意事項を参照の上、作成願います。

4 提出書類

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(1/3)

※ 設置者別に作成願います。

5 提出期限

平成23年9月7日(水)

6 提出先

義務教育管理班

7 提出方法

別添「回答票」を電子媒体(メール添付)により提出

担 当：宮城県教育庁義務教育課管理班 岩淵
電 話：022-211-3643
FAX：022-211-3691
Eメール：iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp

(電子メール施行)

義 号 外
平成23年 8月12日

特別支援教育室長 殿

義務教育課長
(公印省略)

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における
受入れ状況について (照会)

本県教育行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、このことについて、別添のとおり文部科学省から依頼がありましたので、県立特別支援学校
における受入れ状況についてとりまとめの上、下記により回答願います。

記

I 調査事項

3月11日以降、東日本大震災に被災し、被害が甚大な3県(岩手県、宮城県、福島県)等被災
地から避難してきた幼児・児童・生徒の、公立の特別支援学校における受入れ状況(宮城県内の移
動を含む。)

※ 震災の影響によるものと判断された受入れについて回答ください。

2 調査基準日

平成23年9月1日現在

3 留意点

別添「東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(依頼)」
(平成23年8月8日付け文部科学省事務連絡)5留意事項を参照の上、作成願います。

4 提出書類

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(1/3)

5 提出期限

平成23年9月7日(水)

6 提出先

義務教育管理班

7 提出方法

別添「回答票」を電子媒体(メール添付)により提出

担 当：宮城県教育庁義務教育課管理班 岩淵
電 話：022-211-3643
FAX：022-211-3691
Eメール：iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp